

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第40回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和2年7月16日（木）午前9時30分～午前11時55分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第一会議室	
出席者		出席委員 5人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 唐澤 寛 委員 曾根 隆寛 委員 矢板 ゆき江 委員 欠席委員 0人
	担当課	福祉保健部長 中谷 行男 自立支援課障害福祉係長 矢島 隆生 自立支援課障害福祉係主査 中野目 裕子 自立支援課障害福祉係主事 佐原 涼太
	事務局	市長 西岡 真一郎 企画政策課長 梅原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子 企画政策課企画政策係主任 前坂 悟史
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 委員長の互選について 3 副委員長の互選について 4 会議録作成について 5 令和2年度 諮問第1号 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の公募について 6 その他 7 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第40回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和2年7月16日(木) 午前9時30分～午前11時55分

場 所 市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 5人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

唐澤寛 委員 曾根隆寛 委員

矢板ゆき江 委員

欠席委員 0人

担当課職員

福祉保健部長 中谷行男

自立支援課障害福祉係長 矢島隆生

自立支援課障害福祉係主査 中野目裕子

自立支援課障害福祉係主事 佐原涼太

事務局

市長 西岡真一郎

企画政策課長 梅原啓太郎

企画政策課企画政策係主任 金原真紀子

企画政策課企画政策係主任 前坂悟史

(午前9時30分開会)

◎梅原企画政策課長 それでは、皆様お集まりですので、第40回小金井市指定管理者選定委員会を始めさせていただきたいと思っております。本日はコロナ禍の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員長の互選まで司会進行を務めさせていただきます企画政策課長の梅原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに西岡市長より御挨拶させていただきます。

◎西岡市長 おはようございます。小金井市長の西岡真一郎でございます。本日は指定管理者選定委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃より皆様方におかれましては小金井市政の発展に様々なお立場から御尽力をいただいておりますことに改めて御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そして、本委員会におきましては継続して委員に御就任いただく方、新たに御就任いただく方、改めましてよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で御自身の生活も大きく様変わりし、あるいは働き方も様々な変化がおありのことと思ひますが、指定管理者選定委員としてこれから2年間にわたりまして小金井市政に御協力をいただくこととなります。改めて感謝申し上げます。

本来であれば、直接委嘱状を交付させていただくところではございますが、3密回避など、新型コロナウイルス感染予防対策の一環ということで、接触を避けるため、机の上に配付させていただいております。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

本市の指定管理者の運営につきましては非常に重要な制度でございます、委員の皆さま方のこれまでの御経験や知識、また、専門的なお立場から本市の市政運営が市民の方々にとりましてより良いものとなりますよう、御審議をお願ひさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスの影響につきましてはまだまだ先が見通せず、長期化するということも念頭になければいけないと思っておりますが、私ども小金井市といたしましては更なる市民サービスの向上を目指しまして、民間のノウハウ、民間活力を生かす指定管理者制度を引き続き更に有効に活用していくために皆様方のお力を是非お貸しください。

それでは、これからの2年間お世話になります。よろしくお願ひいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、最初に資料を確認させていただきます。本日、机の上に配付しております次第がございます。そのほか、事前に送付させていただいております資料1「指定管理者選定委員会第8期委員名簿」、それから資料2「小金井市における指定管理者制度」。こちらの右上に「別紙2」と記載がございますが、正しくは「資料2」の誤りでございますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。続きまして、資料3「令和2年度指定管理者選定委員会の開催について」。それから、資料4といたしましては分厚くとじさせていただいておりますけれども、1枚目に小金井市障害者福祉センター指定管理者募集要項とあります審査関係資料一式でございます。

なお、資料4の追加といたしまして、本日2種類の施設のパンフレットと募集要項等の正誤表を机の上に配付させていただいております。過不足等があれば、お申し出ください。

それでは、本日、任期初めての会議となりますので、お一人ずつ委員の皆様の自己紹介をお願ひしたいと思います。お手元の資料1を御覧いただきたいと思ひます。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(各委員自己紹介)

◎梅原企画政策課長 ありがとうございます。

以上で委員の方々の自己紹介を終了させていただきます。

なお、誠に申し訳ございませんが、市長はほかに公務がございますので、ここで退席させていただきます。

◎西岡市長 皆さん、よろしくお願い申し上げます。失礼します。

(市長退席)

◎梅原企画政策課長 続きまして、事務局を担当いたします企画政策課の職員を紹介いたします。企画政策係主任の金原でございます。

◎金原企画政策係主任 金原です。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 同じく主任の前坂でございます。

◎前坂企画政策係主任 前坂と申します。よろしくお願い致します。

◎梅原企画政策課長 事務局は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、指定管理者制度の趣旨及び本委員会につきまして簡単に説明させていただきます。資料2を御覧ください。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を目的とした制度でございます。指定管理者制度の実施には、本委員会の答申を経て市議会で指定管理者の指定について議決される必要がございます。現在、本市では、資料にございます8つの施設について指定管理者制度を用いて管理をしております。

次に、本委員会についてでございますが、指定管理者の候補者の選定について、市長等の諮問に応じて調査及び審議をしていただく市の附属機関となります。

2ページ目の委員会の流れを御覧ください。本委員会で皆様に審議していただく内容としましては、公募の場合と非公募の場合の2種類がありまして、まず、公募の場合は1回目に指定管理者の募集要項と選定基準についての審議、2回目に1次審査として書類審査、3回目に2次審査としてプレゼンテーション等を実施し、候補者の選定となります。

非公募の場合は、非公募の理由の説明及び候補者の審査を実施し、候補者の選定となります。

本日は、資料3のとおり、1件の公募案件について募集要項及び選定基準について御審議をいただきたいと思っております。

では、次第に沿って議事に入らせていただきます。

次第2、委員長の互選についてでございます。委員長の選出につきましては小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

◎委員 会議における皆さんの意見のまとめ等にもたけていらっしゃると思っておりますので、佐藤直人委員を委員長に推薦いたします。

◎梅原企画政策課長 ただいま佐藤委員を委員長に推薦する声がありました。佐藤委員に委員長をお願いすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎梅原企画政策課長 それでは、御異議がございませんので、佐藤委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、佐藤委員、委員長席にお移りください。

(委員長席へ移動)

◎梅原企画政策課長 それでは、委員長に選出されました佐藤委員から一言御挨拶をお願いいたします。

(委員長挨拶)

◎梅原企画政策課長 ありがとうございます。委員長が互選されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。委員長よろしくをお願いいたします。

◎委員長 では、早速でございますが、議事次第に基づきまして次第3の副委員長の互選でございます。副委員長の選出につきましても小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第16条第5項の規定で委員の互選により定めることになっておりますが、いかがでございましょうか。

◎委員 それでは、2期目をお務めいただきます伊藤茂男委員を副委員長に推薦いたします。

◎委員長 皆さん、いかがでございましょうか。御異議ございませんでしょうか。では、伊藤委員に副委員長をお願いすることでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、御異議がないということでございますので、伊藤委員に副委員長をお願いいたします。それでは、副委員長に選出された伊藤委員から、一言御挨拶をお願いいたします。

(副委員長挨拶)

◎委員長 ありがとうございます。続きまして、次第4、会議録の作成についてです。事務局から説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 会議録の作成につきましては、第7期同様、原則として全文記録とさせていただきます。ただし、個々の委員の発言部分につきましては、氏名は記載せず、委員長、委員とし、発言者が特定できない形とさせていただきます。

なお、質疑内容のうち業者の事業運営上・競争上の地位を害するおそれがあると判断される発言がある場合等については、その部分は黒塗りにして公開させていただきます。

◎委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がございましたが、この点に関しまして、何か御質疑ございましょうか。

◎委員 確定する会議録をどのように校正するのかというところを、説明をお願いします。

◎委員長 では、事務局から説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 会議録の作成の流れについて御説明させていただきます。

会議の内容につきましては今中央のテーブルに置かせていただいておりますが、ICレコーダーで録音させていただいております。こちらにつきまして、速記業者に委託いたしまして、テープ起こしをいたします。2～3週間後に未定稿の議事録が納品されますので、事務局で確認した後、委員の皆様へ送付させていただきます。御自身の発言部分について内容の確認を依頼させていただきます。各委員からの確認内容を反映させまして、成果物として会議録を完

成させ、その後市のホームページ等で公開させていただくという流れとなっております。

◎委員長 事務局のほうからの御説明は以上ですが、いかがでしょうか。

◎委員 分かりました。ありがとうございました。

◎委員長 それでは、事務局からの説明どおりで、特に異議はないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議がございませんでしたので、会議録は発言委員名、それから、非公開情報を除きまして、原則として全文記録することと決定いたしました。

では、次に、次第5「小金井市障害者福祉センターの指定管理者の公募について」を議題といたします。

本日は小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎中谷福祉保健部長 本来でございましたら直接市長が諮問させていただくところでございますが、本日は市長に代わりまして、私の方から諮問書を代読させていただきたいと存じます。御了承のほどお願い申し上げます。

小企企発第66号

令和2年7月16日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和2年度諮問第1号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者の公募について

【指定管理者公募施設】

名 称 小金井市障害者福祉センター

所在地 小金井市緑町四丁目17番10号

【指定の期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【諮問に係る提出書類】

(1) 指定管理者募集要項

- (2) 業務基準書
- (3) 様式集
- (4) 評点票及び評点票の対照表
- (5) 平面図
- (6) 別紙1～5

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(諮問書手交)

◎委員長 ただいま小金井市長から1件の諮問を受けました。

なお、本日は説明のため担当課職員の出席をいただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 担当課の出席者を御紹介いたします。本日の議題は自立生活支援課の担当となります。初めに、中谷福祉保健部長です。

◎中谷福祉保健部長 福祉保健部長、中谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日、課長が体調不良のため、私の方で説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 次に、自立生活支援課障害福祉係長の矢島係長です。

◎矢島障害福祉係長 自立生活支援課障害福祉係長の矢島と申します。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 同じく中野目主査です。

◎中野目障害福祉係主査 主査の中野目です。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 同じく佐原主事です。

◎佐原障害福祉係主事 佐原と申します。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 以上で担当課職員の紹介を終わらせていただきます。

◎委員長 それでは、令和2年度諮問第1号「小金井市障害者福祉センターの指定管理者の公募について」を議題といたします。

小金井市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によれば、第4条第2項で、「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、第16条に規定する小金井市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする」としております。

今後、小金井市障害者福祉センターについては公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっては、募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準について公募前に本委員会に諮問されているものでございます。したがって、これから担当課から説明を受け、各委員からの質疑を受けていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、担当課から御説明をお願いいたします。

◎中谷福祉保健部長 初めに、事前にお配りいたしました募集要項に一部訂正がございますので、本日、募集要項等の正誤表を机上に配付させていただきました。誤った記載の部分が多く、

大変申し訳ございません。正誤表を御覧ください。左側の説明欄に米印のある6箇所につきましては、説明をさせていただきます。そのほかは言葉の表現が適切でなかったため、修正いたしました。大変恐縮ではございますが、米印以外の説明は割愛させていただきたいと存じます。

修正の1点目、9ページ、17行目を御覧ください。(1)基本事業、コの「入浴サービス事業利用者対象の送迎サービス事業に関すること」を、「センター利用者対象の送迎サービス事業に関すること」に修正願います。「入浴サービス事業」を「センター」に修正していただければと存じます。送迎バスによる送迎サービスは、入浴サービス利用者に限らず、全てのセンター利用者に対して行ってまいります。

2点目、18ページの28行目を御覧ください。「感染症等」を「感染症(新型コロナウイルスを含む)等」に修正願います。新型コロナウイルス対策に関しても記載させていただきます。

3点目、26ページを御覧ください。障害者福祉センターの会議につきましては、業務基準書36ページの運営会議等の設置との整合性を図り、修正いたしました。

4点目、同じく26ページの事務報告書の提出につきましても35ページ19行目の事務報告書の作成と市への提出との整合性を図り、修正いたしました。

5点目、33ページの15行目の障害者地域自立生活支援センター事業については、別途委託をしている事業でございますので、記載を削除いたします。誤った記載をしてしまい、大変申し訳ありませんでした。

最後に6点目、評点票と評点票の対照表についてでございます。正誤表の裏面の米印となります。区分1、評価項目2の「施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること」を「施設及び類似施設の管理運営に実績があり、業務改善への取組が適切であること」に修正させていただきます。修正理由につきましては、第3期期間中の令和元年9月に小金井市福祉センター条例及び同条例施行規則に規定されている給食サービス事業の利用者等の費用負担、いわゆる給食費の単価について、指定管理者が条例及び規則で定められていた単価と相違した額で過徴収していたことが判明いたしました。このことに対応して、令和元年10月1日付で給食費の単価の引上げに関して条例と規則を改正いたしました。また、条例等の改正前に過徴収した部分については、指定管理者において、給食と配食サービスの利用者に説明を行い、差額の返還を行ったところでございます。同様の事案の再発防止のため、指定管理者は、職員が事業運営に関する事務を行う際に、その都度、条例等の確認ができるように条例関係のファイルを用意し、すぐに関覧できるように改善いたしました。また、新任研修等の研修内容に条例に関する項目を入れ、職員への周知を図ってまいります。

以上の経緯も経過となり、第4期は指定管理者委託の仕様に基づく履行内容の点検を徹底し、コンプライアンスの遵守を今一度確認するため、公募による選定とすることとしました。

なお、同時に、再度、非公募型から公募型に切り替えることで小金井市の障害福祉サービスの充実を更に図る視点を持って公募型に変更することとしました。

それでは、募集要項の説明をさせていただきます。説明に際してページ数をお示しいたしま

すが、資料それぞれのページの右下に数字が振ってございますので、その数字を御覧いただきたいと思ひます。上から募集要項、業務基準書、様式集、評点票、評点票の対照表（参考）、平面図、別紙の順になっております。右下のページ数を頼りに見ていただければと存じます。

初めに募集要項について説明をいたします。右下の5ページをお開きください。1、施設の概要の1、指定管理者制度の趣旨を御覧ください。今回、小金井市障害者福祉センター、以下「センター」と省略させていただきますが、こちらの第4期指定管理者の選定について、公募による選定を行うことといたします。平成18年から3期15年間、指定管理者についてセンターの管理運営を安定的に受託してきた実績等を評価し、社会福祉法人まりも会を非公募により選定してまいりました。

今回、3期15年間の指定管理期間を経て、もう一度指定管理者制度の趣旨を再考し、先ほど申し上げましたが、コンプライアンスの遵守を今一度確認する視点も含め、また、小金井市の障害福祉サービスの更なる向上に向けて、公募による選定を行うことといたします。平成22年12月28日付総務省の指定管理者制度の運用についての通知に、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとする事とされてございます。今回、15年間の終了の区切りにおいて今一度法令等の遵守も再考したいと考えたところでございます。

次に、同じく5ページ、2、障害者福祉センターの設置目的を御覧ください。センターは、小金井市における在宅心身障害者の社会参加と自立を助長し、福祉の増進を図ることを設置目的としており、今回の公募においてもこの指定管理者制度を活用して障害者福祉センターの設置目的を高いレベルで達成できる指定管理者を募集するものとしております。

同じく5ページ、3、小金井市障害者福祉センターの概要についてですが、(4)諸室の内容等について、6ページの表を御覧ください。大変恐縮ではございますが、本日お配りさせていただきましたパンフレット「愛称センターグリーンピア 小金井市障害者福祉センターごあんない」の見開きのページをお開きいただけますでしょうか。見開きページの左上の図面を御覧ください。募集要項の表と1階と2階の上下が反対になってございますが、図面のほうが分かりやすいと存じます。

同じく6ページの(5)開設年月日、(6)休館日、7ページの(7)利用時間につきましては記載のとおりでございます。

同じく7ページの(8)利用対象者につきましては、後方の115ページから始まる別紙1、小金井市障害者福祉センター条例を御覧ください。116ページの第4条にセンターの事業が定められており、第8条に利用対象者についての記載がございます。ア、生活介護とウ、自立訓練については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス受給者証の交付を受けていることを要件としてございます。

同じく7ページの(9)利用の手續等につきましても117ページの条例第9条に記載がございます。(9)のアの生活介護、自立訓練事業は、利用者は指定管理者と利用契約を締結し

なければなりません。イの相談及び指導、給食サービス、講座・講習会などの受講、センターの施設等の利用に関しては、指定管理者の承認を受けなければなりません。ウの日中一時支援、入浴サービス、緊急一時保護を受けようとする者は、市長の承認を受けなければなりません。

次に、8ページの(10)の設備の使用、(11)の設備の使用手続等については、記載のとおりです。

次に、同じく8ページの4、指定期間を御覧ください。現在の指定管理の期間が平成28年4月から令和3年3月までとなっておりますことから、今回公募を行うもので、今回の指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

同じく8ページ、5、利用料金制度の採用ですが、現在の指定管理期間と同様、利用料金制度を導入することとし、利用料金や事業収入については指定管理者の収入とします。利用料金の額については、規則等の定める範囲において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、規則等において上限を設定しております。

次に、募集要項の9ページ、II、指定管理者が行う業務を御覧ください。1、事業運営の(1)基本事業につきましては、恐れ入りますが、ページが飛びまして、116ページ、別紙1、センター条例の第4条に定められておりますので、御確認をお願いします。

9ページに戻させていただきます。さて、基本事業のアからエまでは法定事業でございます。オとカとクからシまでは市の独自事業になります。キの給食サービスのうち給食に関しては法定事業、配食に関しては市の独自事業となります。

次にケの障害者地域自立生活支援センターとの連携業務に関することにつきまして、説明をさせていただきます。障害者地域生活支援センター事業は、小金井市障害者福祉センターのうちの事務室において別途委託事業として実施しております。厚生労働省の指針における地域生活支援の拠点等の整備として地域の体制整備を市と共に行う機能を持っております。在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、障害当事者によるピアカウンセリング、介護相談や情報提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としております。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターの機能を有するとともに、市町村虐待防止センターとしての機能を持ち、障害者虐待防止事業を行っております。指定管理委託の業務とは別の委託事業でございますが、場所が障害者福祉センター内にあることから、センターの指定管理委託業務との連携が必要となります。例えば障害者地域自立生活支援センターで虐待相談を受け、障害者福祉センターで被虐待者である障害者を一時保護し、短期入所、宿泊施設に滞在させる等の連携が考えられるところでございます。現在は両方の事業とも社会福祉法人まりも会にお願いしているところでございますが、指定管理者が変更した場合についても事業連携が必要になります。

続いて、同じく9ページ、(2)の提案事業につきましては、指定管理委託料の範囲内で指

定管理者が提案いたします。在宅心身障害者の社会参加と自立を助長し、福祉の増進を図るために効率的な事業の提案をしていただきます。事業実施の可否につきましては、市と基本協定書を締結する際に改めて協議の上、決定いたします。

同じく9ページ、2、施設の維持管理業務につきましては、主として施設の維持管理、安全管理に係る業務で、災害時における市への協力も含まれてございます。

また、10ページ、3、管理運営の基準につきましては、(1)関係法令の遵守、(2)再委託の禁止、(3)市内中小事業者への優先発注、(4)地域との連携についての説明については、恐縮ですが、説明を省略させていただきます。

次に、12ページ、(5)の役割分担及びリスク分担につきましては、12ページ以降の表のとおりでございますので、恐縮ではございますが、個別の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

次に、飛びまして、14ページの4、運営経費に関する事項を御覧ください。(1)指定管理者の収入となるものは、利用料金、指定管理委託料、指定管理者が実施する自主事業の実施に伴う収入、その他特に市長が認めたものでございます。

次に、15ページの(2)市が負担する費用としましては、指定管理委託料等になりますが、こちらの指定管理委託料につきましても、恐縮でございますが、131ページの別紙3、小金井市障害者福祉センター指定管理経費決算額を御覧ください。こちらに過去5年間の指定管理委託料の実績がございます。応募団体等には別紙3を参照の上、指定管理委託料を提案していただくこととなります。また、市が負担する費用として保険料を記載しております。

次に、(3)指定管理者の経理及び管理口座につきましては、経理業務を行うに当たっての指定管理者が注意・配慮すべき事項を記載しております。

次に、Ⅲ、選定手続の1、公募の手続・手順を御覧ください。(1)申請者の資格につきましては説明を省略させていただきます。

次に、16ページの(2)から(4)につきましては、公募から選定までの大まかなスケジュールについて御説明をさせていただいてございます。募集要項の配布期間は8月1日から9月7日までとし、その間の8月25日には現地説明会を行いたいと考えております。

次に、16ページの(5)申請書類の提出、17ページ以降の(6)計画書類の提出につきましては、恐縮でございますが、説明を割愛させていただきます。

飛びまして、19ページの(7)計画書類の枚数制限ですが、収支計画書等1枚にまとめることが難しいものを除いて、各項目1枚の提出とさせていただきたいと思っております。

次に、(8)提出方法につきましては、20ページのウの副本については、法人名を考慮せずに審査を行っていただくために、応募団体に法人名などの応募事業者が特定できる部分を黒塗りの上、提出していただきます。

同じく20ページの(9)留意事項につきましては、恐縮でございますが、クその他の(ウ)について御説明させていただき、その他の個別の説明は割愛させていただきたいと思っております。

20ページのクその他（ウ）につきましては、ページが飛びまして、23ページの3、評価項目も併せて御覧いただきたいと思えます。3、評価項目（選考基準）につきましては30の評価項目を5つの区分でまとめております。この評価項目に対する評点票は107、108ページにつづってございますので、右下の107、108ページになりますが、御確認いただきたいと存じます。それぞれの評価項目ごとに、「優れている 5点」から「劣る 1点」までの5段階で評価し、選定委員のそれぞれの区分ごとの評価項目合計点が40%に満たない場合、また、区分全体の総合計得点が60%に満たない場合は2次審査を行わず、再度公募を行うこととします。

次に、公募のスケジュールについての続きとなります。右下21ページの（10）の質疑の受付及び回答につきましては、8月3日から8月27日までに頂いた質問につきましては9月3日に電子メールで一斉回答いたします。質問事項につきましては施設に関わる個別の質問も想定されますことから、施設の安全管理上、回答内容は一般の公開に付することなく、一斉メールという対応とさせていただきます。

なお、（11）の応募の受付期間は9月7日から9月14日とさせていただきます。その後、10月上旬に第1次審査、10月下旬に第2次審査の後、12月に開催予定の第4回小金井市議会定例会において指定管理者の指定の議案を提出したいと考えているところでございます。

次に、右下の24ページのIV、決定後の手続を御覧ください。市は、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、市と指定管理者は、1の基本協定と年度協定を締結することとなります。協定の締結に際し必要な事項は、市と指定管理者が協議の上、定めるものとします。指定管理期間開始時に締結する基本協定書と年度ごとに締結する年度協定書の主な内容は（2）、（3）のとおりです。

次に、右下25ページの2、災害時協定ですが、センターは災害発生時に小金井市の二次避難所、福祉避難所に指定されておりますので、そちらについても締結することとなります。

次に、同ページ3、業務の引継ぎ等を御覧ください。次ページ、右下26ページに指定管理者が変更した場合に介護士や訓練士等の交代によって利用者のセンターでの生活に支障が出ないように人員についても引継ぎに影響が出ないようにとの記載をさせていただいております。

次に、同じく26ページの4、実績評価に関する事項を御覧ください。市は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な事業実施・管理運営を確保するため、指定管理期間中に業務報告書、事務報告書の提出、市による立入検査、センター運営会議による協議を行うことにより、実績評価を行っております。また、東京都福祉サービス第三者評価事業を受審し、業務改善に活用することを推奨しております。

次に、同ページ5、その他を御覧ください。（1）として、大規模災害が発生した場合の対応、（2）として事業の継続が困難となった場合の措置、（3）として募集要項等に疑義が生じた場合、それらに定めのない事項が生じた場合の措置について記載しております。

今回の審査に当たりまして、提案内容につきましては法人名等により判断が変わることのな

いよう、審査の際は提案事業者名と個人名の記載について黒塗りの上提出させていただく形を取らせていただきましたので、計画書類の管理運営、事業運営、資金計画につきましては、様式中の記載内容のみで御判断いただくこととなります。

次に、右下、29ページからの小金井市障害者福祉センター指定管理業務基準書について簡単に御説明をいたします。

右下31ページを御覧ください。基本方針は条例第1条に規定する施設の設置目的について補足的に説明しております。

同じく31ページ、3、業務の基本的事項は、センターの施設管理に関する基本的な事項を説明しております。

同じく31ページ、4、休館日及び開館時間については、条例に規定する休館日、開館時間について補足的に説明しております。

次に、32ページ、5、業務の範囲から42ページ、7、留意事項までの項目につきましては右下9ページの募集要項Ⅱ、指定管理者が行う業務の内容について補足的に説明しております。

右下41ページ、7、留意事項その他につきましては必要に応じて市による立入検査、業務改善の指導、又は是正勧告を行うことができる旨記載してございます。

また、本基準書に定めのない事項が発生した場合の市との協議につきましても記載しております。

小金井市障害者福祉センター指定管理者業務基準書に係る説明は以上でございます。

次に、右下43ページからの小金井市障害者福祉センター指定管理者募集要項【様式集】について簡単に御説明いたします。

44ページを御覧ください。この様式集は右下16ページ、募集要項のⅢ、選定手続、1、公募の手続・手順、(5)申請書類の提出について記載したものでございます。Ⅰ、申請書類、Ⅱ、計画書類について、それぞれ一覧表と項目ごとに対応する様式を記載してございます。

小金井市障害者福祉センター指定管理者募集要項【様式集】に係る説明は雑駁でございますが、以上でございます。

最後に、本日、事前にお配りしてございます指定管理者募集要項の66ページをお開きいただきたいと存じます。様式12、重大な事故又は不祥事に関する報告書、こちらの書式については小金井市で指定管理者の選考で今までなかった書類でありまして、初めて加えるということで、委員の皆様にはお送りしたところでございます。先ほど指定管理を非公募から公募に変えた理由につきましては説明をさせていただきました。昨年度の給食に関わる、いわゆる過徴収ということを指定管理者が行ったということ、また、それについては小金井市、それから現指定管理者のまりも会においては真摯に状況を確認、それから、状況の改善に努めて、現在滞りなく指定管理業務を進めているところでございます。今回、改めて小金井市の障害福祉サービスの向上に資する目的も含めて、非公募型から公募ということにすることと我々事務方とし

ては決定したところでございますが、この様式12号につきましては、私どもとしましては一度皆様にお配りしたものでございますが、今後の応募事業者が提出する企画提案書の中で事業者からしっかりとしたコンプライアンスの位置付けであるとか、事業に関わる姿勢等で判断していただけるものではないかというふうに考えまして、大変恐縮ではございますが、様式12号につきましては削除してよろしいかどうか併せて、委員の皆様にご審議をいただきたいと思っております。

大変駆け足で恐縮でございました。資料の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎委員長 では、担当課からの資料の説明は終了いたしました。

順次質疑を行いたいと考えておりますが、大きく2点に分けて審議していきたいと思っております。一つ目は「募集要項及び業務基準書等の内容について」、二つ目は「選定基準について」であります。

それでは初めに「募集要項及び業務基準書等の内容について」質疑を行いたいと思っております。いかがでございましょうか。

◎委員 今、新型コロナの話が出ていて、こういう施設はちょっとリスクが高いとか、クラスターが発生したりとか、そういうことがあると思うんですけども、今回の募集要項で、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策というんですかね。そこを求めるみたいな、そういう記述というのがあるんでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 福祉施設につきましては現在も感染症対策ということで新型インフルエンザの中のコロナ対策等に限らず、常日頃やっていたのが常態となっております。消毒液の備えとか、手洗いの徹底とか、そういうものはあります。ただ、今委員のほうでちょっとしたコロナウイルスに特化した対応ということになりますと、例えばソーシャルディスタンスとか、それから、パネルを設置するとか、そういうことが考えられるので、それが提案の中で出てくると想定はしているところでございます。

◎矢島障害福祉係長 募集要項、右下の数字で18ページになっておりますけれども、様式の19に当たるんですが、管理運営に関する事項について、その中で「健康・衛生管理（利用者の健康管理、疾病、感染症等の対応、施設の衛生管理等）」、この「感染」について、先ほど正誤表にも書かせていただきましたが、新型コロナウイルスの対応についても含む表記を加えたいと考えておりますので、対応については事業者の提案を受けたいというふうに考えております。

◎委員 新型コロナウイルスで、感染症一般と新型コロナ、対応がちょっと違うような気がして、別途計画書を作ってもらわないとまずいと思うんですね。最終的に市の責任になると思うので、きちんと計画書として出してもらう形の記述を入れておかないと応募者も分からないと思います。その辺、変更できないでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 今の御指摘のところにつきまして、様式19のところのバージョンを変

えるなり、様式を増やすなりして、新型コロナウイルスの対策について様式を変更して特に意見を求めたいと思います。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 今回の件に関連して、73ページに様式19として載っていて、先ほどの説明の中で、「感染症等」を「感染症（新型コロナウイルスを含む）等」という形で直すという説明があったんですが、そうではなくて、様式19-1と19-2に分けて、新型コロナについては特別にA4で1ページつけてもらうということになると思うんですが、109ページで評点票があるんですけども、様式19についての判定については区分の2のところの7番ですね。利用者の健康・衛生管理等というところで審査をすることになりますが、ここをコロナに特化して分けて5点配分を増やすとか、そういうところまで考えるのか、考えないのかというのは残るかだと思います。

◎中谷福祉保健部長 総合得点を変えずに中で配分を割るとかという考え方もあると思うんですけど、例えば7についての配点のところを、例えば19-1と19-2というふうに様式に分けるのであれば、総合点の40点を変えずにということもあるかもしれません。そこは検討させていただきたいと思うんですが、もしくは今言った様式19のところの御指摘あった新型コロナに着目して、特にそれに関わる御提案というか対応があれば、という記載の仕方もあると思いますが、それは様式19を内部で分割するという形になると思いますが、いずれも同趣旨での対応をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員 今回の御意見に関連して、資料で言うと12ページ、13ページのリスク分担のところにも関連してくるのかなというふうに考えています。今まである感染症に対するリスク分担については、13ページに記載のとおりということになるかと思いますが、施設側が衛生管理を提案するわけですね。提案するけれども、現状、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しては何が正しいか、いまいち不透明なところがあると思うんです。申請書の19-2とかを作って、新型コロナウイルスの感染防止のためにこんなことをしますよと提案を受けて、ここで承認を取るわけじゃないですか。でも、感染者が出た場合のリスクは市が取るという認識になるんでしょうか。こうしたところまで考えないといけないのかな、と感じたので発言させていただいたのですが、すごく難しいところだとは思いますが、感染防止対策を施設としてやりました。承認も取りました。でも、感染してしまいました。そのときのリスクは誰が担うのかということについて、検討されていれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 障がい者に限らず、福祉の施設、高齢者の施設がございます。それから、市には保育園とか、子育ての関係の施設もございます。そこについてのリスク分担の考え方について明確に規定したものというのではないというふうに私は認識してございまして、委員がおっしゃるとおり、感染経路とか、発症のメカニズム等については、施設内でどんなに対策しても外部からそこに働いている方々とか、御家族から感染するというのは最近分かってまいりましたので、今回の施設管理業務について、ある一定の推奨されているものについての導入とか、

対策というのは今後も今年度もしくは今年の秋とか、来年の冬とかなったときにまた変わっているといます。その中で、指定管理者が工夫されて様々な対策を練るといのが必要だと思うので、そういう記載はできると思いますが、リスク管理まで含めてということになると、私も今明確に答えられないというのが現状かなと思ってございます。ただ、責任においては、基本的に双方にございますが、市の施設ですので、最終的には市の責任という形になるのが多くなると思います。しかし、明らかに普通やっておかなければいけない対策を怠ったということがあれば、それ相応の判断となるのではないかと考えています。

◎委員 関連して、資料の31ページに業務基準書が記載されていて、中ほど3番、業務の基本的事項(1)のオ、センター内における禁煙についてですが、受動喫煙防止条例についてはもちろんここで言及するつもりはありませんが、この小金井市障害者福祉センターがどのランクに該当するのかがちょっと分からないんですけども、学校等は敷地内について全部禁煙だったと思います。ここの記載だと、敷地内でも建物外構部では分煙を徹底するというふうにあります。厚生労働省か何かのホームページでは、新型コロナウイルスなので、3密を避けるために喫煙所でたばこを吸うのはやめましょう、といったような記載があったような気がします。公的なホームページ等に合わせて、こうした対応について検討を期待するというか、促すような表記に変えてもいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 福祉施設における敷地内、建物内の分煙と喫煙の関係ですけど、委員御指摘のとおり、私の認識では全面禁煙かなと考えているところがあって、ここは改めて確認させていただきますが、全面禁煙であればそのような記載にいたしますし、もしもそうでないとしても、今委員の言われたことについての新たな基準作りみたいな御提案については求めてまいりたいと思います。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 何度もすみません。この募集要項だけに限らず小金井市としてどうなのかお伺いしたいんですけど、年号の表記についてなんです。周知のとおり、2019年5月1日に元号が変わったわけですけど、冒頭御説明をいただいたときに、平成5年に開設されて、平成18年から指定管理者制度を導入して15年たったので、今度令和になって改めて、といった話のときに、「ちょっと待って、何年？」となってしまったんですね。業界や地方自治体によっては、和暦と西暦が併記されていたりとかする市区町村もある。国としてはどっちかにしなさいということはない、ということまでは認識しているんですけど、小金井市として何か和暦だけに統一するルールがあるのであれば、これで仕方ないと思いますが、ちょっと分かりにくいなと思いました。「令和何年(20何十年)」みたいな表記の方が見やすいと思うんですけど、何か小金井市でルールがあるのでしょうか。

◎梅原企画政策課長 その辺りについて確認をさせていただいて、後ほどお答えさせていただきます。

◎委員長 では、そのようにお願いいたします。そのほかいかがでしょうか。

◎委員 何点かあるんですが、細切れでやっていきたいと思います。先ほど福祉保健部長の説明で障害者福祉センターにつきましては、開設が平成5年10月ということで、その当時から社会福祉法人まりも会に業務委託を行いまして、管理とか運営をお任せして、平成18年度からは指定管理ということで3期15年。ですから、来年3月までということになると、平成5年からなので、確かに計算がしにくいんですが、それこそ四半世紀以上にわたってお願いしているという状況だと思います。それで、前回の指定管理者選定委員会の議事録を読んだところ、平成27年7月7日ですが、担当課長から指定管理者の選考を非公募で行うということについて、5点ばかり述べられております。その中で利用なさっている方、障がい者の方なので、それと職員の方の信頼関係が構築されることが大事だということで、センターの家族会からまりも会について継続してやってほしいという要望書が出されているというふうに述べております。今回は多少不祥事があった関係で、公募するという事なんですけれども、家族会の方から、今回の指定管理が切り替わるに当たって、前回と同じような、まりも会でそのままやってほしいというふうな要望書が出されているのかどうか、1点、お伺いしたいと思います。

それから2点目として、ナンバリングの9ページの基本事業の1の障害者地域自立支援センターとの連携業務というお話がございました。それで、予算が違うということで、同じ施設の障害者福祉センターの中に自立生活支援センターというのを設けて、職員の方を配置して、業務を行っていただくということなんです。現在においてはまりも会に自立生活支援センターの業務を委託し、障害者福祉センターについてもまりも会が指定管理を行っているということなので、万が一なんです。まりも会さんが指定管理を外れたとしたときに、考え方としては新たな障害者福祉センターの指定管理者にこちらの自立生活支援センターをお願いするという考え方なのか、そこは別の業者になっても大丈夫なのかということについてお伺いしたいと思います。

◎矢島障害福祉係長 まず、■■■■委員からいただきました1点目です。要望書が出されているのかどうかというところでございます。前回の要望書が出ているというお話は、平成26年10月に要望書を頂いてございました。その後、家族会さんの方からは要望書は頂いていないというところでございます。

また、2点目ですが、自立生活支援センターの連携というお話の中で、まりも会さんの方で自立生活支援センター及び障害者福祉センターを受けていただいて連携をいただいているところでございますが、障害者福祉センターの方がまりも会さんではないところが指定されたら、その場合はどうするのかということでございます。基本的には自立生活支援センターと今回の障害者福祉センターとは別の事業として、自立生活支援センターは基幹相談支援センターということで、相談を受けるセンターになってございますので、もし障害者福祉センターと自立生活支援センターが別業者になったとしても、特段問題はないかなというふうに思っております。ただ、市内の障がい者の方々を支援する基礎的・中心的な施設になりますので、その部分は密に連携をとって、支援に当たっていただきたいなというふうには考えているとこ

ろでございます。

◎委員 分かりました。続けてよろしいですか。

◎梅原企画政策課長 1点、先ほど保留しました御質問の回答、よろしいでしょうか。

◎委員長 どうぞ。

◎梅原企画政策課長 先ほど年号について御質問いただきまして、小金井市といたしましては、市から発出する文書につきましては原則和暦としております。ただし、市民の方々から御提出いただくものについては和暦でも西暦でも自由ということで整理しております。

◎委員長 分かりました。では、引き続きお願いいたします。

◎委員 様式集の50ページですが、様式4ということで、類似施設の管理実績について出させていただく様式4ですけれども、様式4と様式4-2がございまして、様式4については下のほうに施設の実績が複数ある場合は何枚でも出していいと書かれているんですが、様式4-2があるので、あえて何件も類似施設について出していただかなくても、様式4-2で一定判断できると思いますので、私としては代表的な類似の施設1件だけでいいかと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員 今のお話に関連して、50ページの様式4に記載があるとおり、委員のおっしゃるとおりだと思うんですけど、施設の実績が複数ある場合には「必要に応じて」と書いてある、この「必要」という事の定義づけがないからこういうことになるんじゃないかなというふうに思うんですね。必要と感ずるのが市側なのか、申し込む側なのか。申し込む側がいっぱい書いた方が有利になると感ずるのであれば沢山書くでしょうし、判断する側が必要ないよと言えば、必要ないんじゃないかというふうに感じています。ですので、この「必要に応じて」の「必要」がどういう意味で書かれたのかというのは、どっちかに寄せる表記に変えたらはっきりするのではないかと思います。

◎委員長 担当課はいかがでしょうか。

◎中野目障害福祉係主査 担当の意図としては、「印刷」に「必要に応じて」というのがかかっているという趣旨で、全て実績がある場合は全て書いていただいて、印刷は必要に応じて追加印刷してくださいという意味で「必要に応じて」という表現にしました。

◎委員 印刷にかかっているんですね。

◎委員長 ですから、この表現で言うと、要するに、施設の実績が複数ある場合には提出してください。紙が足りない場合には必要に応じて印刷してくださいという意味だということですね。

◎委員 私としては様式4-2がありますので、様式4を沢山出す必要はないと思います。ですので、様式4の下の文言は削り、類似の代表的なものを1件だけ様式4は出してもらって、他に実績が沢山あれば、様式2で書き足してもらえば判断できると思うんですよ。いかがでしょうか。

◎委員 確かに申し込む事業者さんが20も30もあったとき、どうするんだという話を考え

れば、ある程度抽出しても審査上差し支えないかなと思いますが、一方で、申し込む側からすると、沢山やっている方が心証が良いのではないかとか、3箇所しかやっていないところよりは30箇所やっている方が良いのではないかとか、心証に関わるものがあるとなれば申し込む側の心情も察するべきだと思います。ですので、例えば51ページの実績一覧の記入項目に備考欄等を設けて、A4方式をA3というか、2ページにわたる等々して、もう少し追加で加筆して、それぞれの施設についてセールスポイントじゃないですけど、申し込む側の事業者側の何か思いが入れられるような欄が増えればいいのではないかと個人的には感じましたが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

◎委員長 様式4の方は1枚で良いのではないかとこの委員の御意見ですね。委員も、様式4だけで良いということですか。

◎委員 参考にするのであれば、1枚でなくても良いのではないかなと思うんです。だから、何施設以上ある場合には何施設までとかにしておいて、無尽蔵に多くならないように制限はしておく。ただ、公募される施設側のことを考えると、様式4-2を若干アレンジして、備考欄等にいろいろなことが書けるようにしてあげたらどうかと思うところでございます。

◎委員長 他の委員の方、いかがでしょうか。

◎委員 このパンフレットをこの席で配ること自体、問題はないのでしょうか。今これから選定しようというときに、今の指定管理者が作っている施設のパンフレットを配っちゃっていいのかなという。平成5年からやっていて長いということで、平成5年というと、私大学に入ったときなので、もう26年ですかね。それだけやっていて、市との関係がずっと続いていて、悪い言い方だと癒着じゃないですけど、そういうところが出てくる話ですよ。市政とかも、市長が4期とか20年とかやると、やっぱりどうかというところもあるので、これを今ここで配ること自体、問題はないのかと。

◎中谷福祉保健部長 今回、このリーフレットを配らせていただいたのは、事業の概要と施設の概要というものが募集要項の方にもあるんですけども、ビジュアル的に委員の皆さまにも御理解いただく一助として配布しておりまして、広く市民にも配っているものでございます。施設とそこでの事業をイメージしていただくものとして、今回御提出させていただいたという趣旨になります。

◎委員 選定委員会なので、選定に事業者名が出てしまうと、ちょっとどうなのかなというところなんですけど。

◎中谷福祉保健部長 リーフレットから法人名を隠すという方法もあったかもしれませんが、今公になっているものでございますので、そのまま提出させていただきました。繰り返しですけども、皆様によく御理解いただくための一助として御提出させていただいたと御理解いただければと思います。

◎委員長 よろしゅうございますか。

◎委員 結構です。

◎委員長 ちょっと戻りますけど、さっきの様式4と様式4-2の関係については他の委員、御意見ございますか。

◎委員 様式がむやみに増えて申込みをする人の手間が増えるのは、もちろん良くないとは思いますが、ただ実績ってとても大事なのかなと思うので、私はあってもいいのかなというふうに考えました。

あと、リーフレットの件ですけど、私は、こういうものがあつた方がイメージが付きやすいので、規定を読むに当たっても、です。私ではできれば規定と一緒に送っていただきたいぐらいだったなというふうに思いました。公の情報なので、特に隠すことでもないのかなというふうには考えました。

◎委員長 リーフレットについては■■■■委員も一応御納得いただいたということでありませう。

様式4と様式4-2については、両論おありなのかなと思はますが、後で協議したほうが良いですか。

◎梅原企画政策課長 できればこの場でお願いしたいと思はます。

◎委員長 この場で。分かりました。

◎委員 委員長、2人の委員の方から業者さんがアピールできるという部分もあるということなので、私は手間がかかって面倒くさいかなと思はたんですが、様式4については業者さんの方がお出しになる分についてはお任せするということ。1施設ということに限らず、このままでということ。了解しました。

◎委員長 でしたら、様式4は複数枚提出する形でよろしいということですね。

◎委員 はい。

◎委員長 そうすると、■■■■委員、様式4-2で改めて備考欄を書く必要はなくなるということになると思はますが、いかがでしょうか。

◎委員 そうしましたら大勢に影響はないということなので、今後の混乱を招かないために、50ページの下の備考欄のところに複数施設がある場合は全て出す。表記の仕方を工夫していただいて誤解のないような表記に変えていただけたらありがたいと思はます。

◎委員長 そうすると、例えば「必要に応じて」というのを削除して、「施設実績が複数ある場合には、追加印刷の上、提出してください」というような形がよろしいかなという。最終的な文案については調整することとしまして、様式4の文言を誤解のない表記に修正していただくこと。お願いします。では、様式4と様式4-2については、以上のとおりということにさせていただきますと思はます。

そのほか、資料と基準書の内容についていかがでしょうか。

◎委員 これまで、この案件に限ったことではないのですが、コロナ禍という環境に限らず、電子申請について、こういうものについてはどんな進捗になっているのでしょうか。そういう議論等々がされているのであれば、お伺いしたいです。コロナで電子申請を加速化すると我々の業界では認識はしていますが、こういったものも電子申請の対象になるような方法があるのか

どうか。何か情報があれば教えていただきたいと思います。

◎梅原企画政策課長 現時点では具体的な話としてはまだ上がってきていないです。委員がおっしゃるような、世の中そういう方向にあるということは認識してございます。

◎委員長 ほかに委員の方からございませんか。

では、私から伺わせていただいてもよろしいでしょうか。ごく簡単な事項なので、簡単に答えをいただいても、すぐ答えられないならすぐ答えられないということで結構です。

まず最初に、5ページのところで施設の開設は平成5年10月となっていますが、建物自体は平成5年の建物なんですか。もっと古い建物なのでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 こちらのリーフレットの見開きの左のところにありますが、建物が竣工したのは平成5年9月になります。それでセンターを開設したのが平成5年10月。そういう建物でございます。

◎委員長 築25、6年ということですね。分かりました。

それと、34ページのところで、下の方の片仮名のキのところの括弧書きで、備品（I種）ということですが、無償で指定管理者に貸与するということですがけれども、これについて、（オ）のところ、経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、市は指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入、又は調達するということになっていて、（ク）のところでは指定の取消しがあった場合には市に返還しなければならないということなんですけど、指定管理者の方に自己の費用で調達させて、そのものについて、指定が取消し等になった場合には返還しなければならないということなんですけど、それはそういう流れのものなのでしょうか。要するに、指定管理者が自分で壊したのではなくて、経年劣化で自己の費用で買い換えた場合にもこういう流れなんですか。お願いいたします。

◎矢島障害福祉係長 センターで利用する備品には、市として登録している備品と指定管理者が持っているような備品がございます。市で登録し、お渡ししている備品については返していただいたり、そういった手続が必要であることをここに書かせていただいて、指定管理者の方で独自に持っているような備品については、そちらの方で管理していただく形というふうになっているところでございます。

◎委員長 第I種というのは市で用意した備品ということですね。これはそういう流れでというならそれで結構です。

ほかに募集要項及び業務基準書等の内容についての御質問は特によろしゅうございますか。

では、2つに分けたうちの後半ですね。

◎梅原企画政策課長 様式12についての御審議もここでお願いいたします。

◎委員長 先ほど担当からお話があった、ページ数で言うと66ページ、様式12、重大な事故又は不祥事に関する報告書。この様式について、配布資料では入っていましたが、この報告書を削るかどうかという点について、御意見いかがでしょうか。

◎委員 この様式12については、これまでの指定管理者の募集に当たっては入っていない新

たな様式です。それで、先ほどの説明の中で、給食費について規則と違う徴収をしていたことが判明したということで今回これを加えたという説明があったんですけども、事業者側として、様式の下の方にどんな重大な事故、あるいは不祥事について書くか、一定説明がありますが、どこまで業者さんが書いてこられたのかということについて、我々もなかなかチェックできないというところがあります。仮に出されたとすれば、そういう大きな不祥事とか、事故を起こす業者さんにやらせていいのかということで、評価については下がるんでしょうけれども、当然そのことについては見直しなり、改善なりをして、2度とこういうことはしないようになっていますという形で多分出てくるでしょうから、私としては様式12は入れないということが良いのではないかと思います。

◎委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎委員 様式12に関して、もともとある様式なんですよね。

◎中谷福祉保健部長 ないです。

◎委員 今回初めて作ったんですか。分かりました。

◎委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎委員 情報をつまびらかにするという意味ではこういう情報があったほうが良いとは思いますが、ただし、委員のおっしゃることももっともだと思うので、削除するべきかどうかは私も個人的には悩むところです。ただし、ここで迷うのは重大な事故又は不祥事の定義づけが不明瞭で、何をもちょうど重大かとかをもうちょっと、ラインをきちんと定めたらいいのかなというのが1点あります。

あとこれを残すとすると、過去3年間の根拠なんですけど、指定事業者の任期は5年かと思えますので、3年間に根拠がないのかなと。5年間にすべきなんじゃないかなと感じました。

◎委員長 ■■■委員の御意見、両論ということですか。

◎委員 はい、両論ですね。

◎委員長 ■■■委員、いかがでしょうか。

◎委員 悩ましいですけど、■■■委員が言われたように定義が少し曖昧かなとは思いますが。刑法に引がかかるというところまで言うと本当に重大なことになるし、それ以外は報告しなくていいのかという話にもなるのかなと思います。ただ、基準がないと、ずる賢いところは隠すし、正直なところは書くしということになると、すごく悩ましいものだと考えているところなんですけど。今、結論を出さないといけないんですね。

◎委員長 今回のこの会議で結論を出してほしいとのことです。

◎委員 質問なんですけど、今受けておられる法人さんは、給食費の過徴収ですかね。それに関して市にこれと同じような始末書じゃないけれど、そういう書類は既に提出されたんですか。

◎中谷福祉保健部長 出しています。

◎委員 出しているんですよね。そこで終わっている話だと思うので、ここがまた応募してくるかどうかは別にして、他の応募者がこれを見て何だというふうに思うような気がするので、

ちょっと唐突という感じがします。書く側は、あれば書くけど、何でもこんなのを出してくるんだという感じを与えると思うんですね。公募なので。だから、私は削除した方が良いというような気がしています。

◎委員 ほかに審査基準にこういう観点を入れているケースがあれば教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

◎梅原企画政策課長 他市の例で同様の様式を提出させている例もございますが、小金井市の中ではこれまで特にございません。

◎委員 だとすれば、ここで唐突に、■■■■委員の言うとおりの、この表記のままやっても、多分、この書類の求める目的が明確でない以上、ここには載せられないのではないかと思うので、この場ではないところでこういう書類を今後小金井市として導入するべきかどうかを御検討いただいた方がよいのではないかなというふうに感じます。

◎委員長 今の件について担当課からいかがでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 私どもが初めにこれを作ったのは先ほど申しあげました一つのきっかけが給食費の過徴収というところから、事務局と相談した上でこういったものを作ったという経緯がございます。しかし、その後、委員の皆様の御意見があったとおりの考え方があって、曖昧であったり、今後どうしていくのかということもございまして、そういう視点に立つと、今回からこれを採用するというのは本件からやるというのもなかなか理解しづらいというのもあって、これについては削るという取扱いでどうでしょう、という事を御議論いただいたという経過になります。

◎委員 そうですね。とても悩ましいですけど。でも、仮に何か重大な犯罪というか、組織的に起こしていたようなもの等があれば、ちょっと知りたいというところはあると思うんですが。

◎中谷福祉保健部長 今回作ったのはそういう経過もあって、一方で、私どもは今年度もこの事業体については指定管理ということで滞りなくやっていたということがあるので、先ほど■■■■委員の方からお話があったように、一度、今回のてんまつについて総括して、善後策を講じて、それを議会に報告して、一つ決着というか、けじめといいますか、終結を図ったということがございます。そういうことを考えたときに、改めてここでこの書類を出すということの意義が私どもちょっと不明確だなということで反省しまして、今回、既に話になった事の繰り返しなんですけども、1度隠されたものとか、その事業体がどういうものであったかということが、標準化してこういうものを求めるというふうになれば、指定管理の業者の選考ということで条件として採用するという考え方があると思うんですが、今回、私どもが作っておきながら大変申し訳ないのですが、基準や期間とかというところも根拠に薄いところがあったということで大変反省してございまして、繰り返しとなりますが、今回については企画提案書のほうで各事業体のそういった考え方なり、企画力とか、実行力について出していただければというふうに考え直したところです。

◎委員長 委員長がどこまで言っているのか分かりませんが、一委員としての意見を述べさせ

ていただくと、まず一つは、今おっしゃっていただいたとおり、この報告書の様式を入れたのは今回の資料が初めてだということであって、かつ、本件以外でこういった報告書を求めるのかどうか、どういう形で求めるかというのは、まだ小金井市全体としては方向性、あるいはどういう形でというのは決まっておられないということと、この様式が提出されると、どれがまりも会から出てきた提案か、はっきり分かってしまうというような問題もあるということですね。

私もこの重大な事故とか不祥事があったことについては、その後どう対応したのかということも含めて、審査の中にあるべきだろうとは思いますが、現段階で、この報告書の様式で入れるのは時期尚早であるというような感じもいたします。私としては、全く必要性がないということではないんですけれども、この報告書の様式を入れることについては担当の説明のとおりで、今回は見送るということによろしいのかなと思うんですけれども、いかがでございましょうか。■■■委員、いかがでございましょうか。確かに必要性という点では、不祥事について、全く把握しないで選定していいのかということはもちろんあるんですけれども、ただ、この様式で報告を求めるということがいいのかどうかというのは、まだ現段階で判断するのは定期的に早いのかなという感じが私としてはいたします。

◎委員 様式は不透明なところがあるのでというのは私もその意見に賛成なんですけど、一方で、重大な事故とか不祥事を起こしているにもかかわらず情報を隠すのかという■■■委員の意見も分かるので、ここでということじゃなくて、例えば応募要項に1項目追加して、過去に重大な犯罪を犯した施設は応募することができないと入れたらいかがでしょうか。その要項があるのに、それを隠して応募した事業者がいれば、その事業者が責めを将来的に負うわけで。いかがでしょうか。

◎委員長 私としてはそれも一つの方式かなと思うんですけれども、ただ、その場合、どの基準でもってどう書くのかという問題がまた残ってしまいます。ですから、私としては、個別でプレゼンテーションがあって、質問の機会があるので、各業者に対して一応何か事故とか不祥事とかありませんか、あった場合にはどのような対応策を考えられましたか、と聴くことができます。もし不祥事等があっても、対応策で立派な対応策をしたのであれば、プラスマイナスで、むしろプラスのほうが残る可能性もあります。そういった形で今回は私の個人的な意見なんですけれども、プレゼンテーションの段階で質問して、委員会として重大な事故とか、不祥事について審査する必要はないんだということではなく、それらの問題については個別の応募者に対する質疑応答の中で聞いていけばクリアできるのかなというような感じがいたしました。いかがですか。

(「賛成です」「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そういうことで、様式12は今回の募集要項の中からは削除したいと思います。

◎委員 委員長、もう1点だけ、追加でよろしいでしょうか。前期の委員会の中で清里山荘、

それから、市民交流センター、総合体育館について公募で募集したところなんですけれども、現実的には現在施設を指定管理なさっている業者さん、1者しか申込みがないという状況でした。やはりホームページと市報に載せるだけだと、なかなか申込みがないという状況です。特に今回については社会福祉法人に限るという募集になりますので、それこそなかなか見つからないということだと思うんですが、何かPRについて考えていらっしゃるがあれば、1点お伺いしておきます。

◎中谷福祉保健部長 委員おっしゃったとおり、なかなか社会資源として社会福祉法人が市内にあるという状況ではございません。また、社会福祉法人においても得意な分野がありますので、高齢の分野、障がいの分野、お子さんの分野ということで分かれているのも事実です。障がい者については、障がい児と言われる小さなお子さんを対象にしたサービスと、障がい者と言われる方を対象としたもの、得意分野が分かれている状況があります。ただ、指定管理においてはより高次元のサービスを提供してくださるということを求めるということもありますので、市内にある担えそうな法人についてはこちらの方から情報提供は積極的に行っていく。要するに、足を運ぶということも行っていきたいと思っております。あわせて、市のホームページでは通常どおり広報していきたいと思っております。ほかに何かと言っても、市外を含めてできるかということになると、なかなか難しいんですけれども、福祉系のそういう募集に関する広報媒体とか、ウェブ上でそういうものがあれば活用したいと思っております。

◎委員長 せっかく公募であるということですから、そちらの工夫もお願いしたいと思っております。

では、募集要項及び業務基準書等の内容関係については以上でよろしゅうございますか。

次の「選定基準について」の質疑に入りたいと思っております。御意見、いかがでございますか。

◎委員 1点なんです、23ページの評価項目(選考基準)のところの2番の管理運営の「(1)人権や権利擁護に関する研修を計画的に受講し、」というのと、「(2)利用者の状況を適切に把握し、」という2つに分かれていて、後ろの部分は「虐待の早期発見、早期対応を組織的に取り組める体制であること。」ということで、同じ内容になっております。それで、これについては67ページ、様式13を出していただいて評価をすることになっておりまして、評価する部分が同じ内容なので、あえて2つに分ける必要があるのかどうか。様式も1つしかないのですが、ここはいかがなんでしょうか。

◎矢島障害福祉係長 管理運営で虐待について(1)、(2)というふうな形で示させていただいたのは、主に担当としては(1)の方はどちらかというと虐待の予防、まずしないようにという予防のために書かせていただいたものでして、項目の(2)の方はおきた場合にどのように対応ができるのか。早期発見し、早期対応してどのように取り組めるのか。どう改善できるのか。そういったことも含めて、(1)、(2)というのを分けさせていただいたところでございます。ただ、委員おっしゃるとおり、虐待に対する対応というところでは同じ部

分ではございますので、そういった形で部局の方としては、同一様式とさせていただいたという事で御説明させていただきます。

◎委員 そうすると、今の（１）と（２）については、利用者についての虐待関係の職員の啓発関係と、利用している方が虐待を受けないような形の防止策みたいなことについて評価しろというふうな考え方になりますかね。そうすると、２つに分けないで、５点減りますけれども、いいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長 ほかの委員の方、いかがですか。

◎委員 虐待というのは、利用者に対する職員の虐待を念頭になんですか。利用者同士ですか。

◎矢島障害福祉係長 虐待というのが非常に難しい部分でして、決められているサービスの提供以外のことをしてしまうと、それが虐待に当たることがある。例えば大きな声を出すとか、肩をたたく。これも決められていないことであると、虐待に当たる可能性があると言われてしまうようなものですので、どうしてもその部分について気をつけながら、事業者さんをお願いしているところではあります。そういう部分を含めて、まず研修するというところで、（１）というのは予防の観点でちゃんと認識してくださいという部分で書かせていただいた後に、（２）のほうで、本当にそれをしてないよねという現場の状況を把握していただきながら、おきたときにどうするかということまで含めて、考えていただくという部分なのかなというふうに考えています。その関係で、１番と２番というのは書かせていただいているんですけども、ただ、■委員のおっしゃっているとおり、虐待という大きなくくりの中でどう対応するのかというのは、予防、防止というのは共通した部分でございますので、１番、２番については、私どもとしても考えたほうがいいのかというふうには思いました。

◎委員 今の話を聞くと、研修を受けないと、分からないですよ。大声を出しても虐待に当たるとかと言われちゃうと。だから、研修を受ける、市がやっているのかどうかですけれども、研修を受けるということと、現場で対応するという事は別問題なので、研修は研修でやっていかないと、対応できないですよ。それで、あとは現場の内部統制というんですかね。そこでどう対応していくかという話が、両方あると思うので、私は分けたほうが良いと思います。

◎委員 分けるとすると、様式１３、６７ページなんですけど、書いてくださいという内容は①で「虐待予防及び早期発見に対する取組」という形で書かれているだけなので、私としてあ、もう少しここを２つに分けるような形で質問を変えていただければと思います。

◎委員長 他の委員の方からは御意見いかがでしょうか。

◎委員 関連するのか、外れてしまうのかもしれないですけど、虐待の言い回しのところについてちょっと質問があります。日常的には「虐待」という言葉は私の仕事の中では出てこなくて、どちらかというと「ハラスメント」という言い方の方が多いんですけど、今回「ハラスメント」という言葉は出てこないようで、その辺の使い分けみたいなものは何か定義というか、ルールというか、あれば教えていただけますか。ここで言うと、管理運営上の虐待というのと、施設側が利用者に対する虐待というふうに読めると思うのですが、施設側、スタッフに対する

ハラスメントとか、そういう事もあるのかなと思って、「虐待」と「ハラスメント」の使い分けみたいなのがあるようであれば、教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

◎中谷福祉保健部長 施設の職員の中でのパワハラ、セクハラ、モラハラ等については、組織内のルールとか、人的管理を含めて、そういうものについての対応というのは一方であると思っております。ただ、ここに記載させてもらったのは、施設内での利用者の方に対するということが念頭にあるかと思しますので、そういう意味でいくと、虐待という、経済的な虐待とか、心理的な虐待とか、そういったネグレクトを含めてですけども、そういうようなイメージを我々は持っていますので、いわゆるハラスメントというのはこのところでは区分けしてイメージとして持ってごさいません。そのようなお答えになります。

◎委員 私は御説明があったように、(1)と(2)別のことを言っているような気がするのですが、両方ともあったほうがいいかなというふうに思います。

◎委員長 では、私も一委員として意見を申し上げさせていただくと、担当の御説明で言うと、(1)の方に虐待、虐待というのは、センター内での虐待ですね、虐待を研修等することにより予防するというので、(2)の方はもしあった場合には早期発見、早期対応ができる組織であるという、この2つなので、(1)の方は予防というところでもう少し文章を整理していただいた方がいいのかなと思います。あと、様式13については、■■■■委員の御意見があったとおり、2項目、あるいは様式を2つに分けるかというところも含めて御検討いただければと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎委員 ちょっと関連していいですかね。こういう施設で虐待の防止というのはとても大事だと思うんですね。介助とかやっていると、そういうことって密室なので起きやすいじゃないですか。指定管理者に全部委ねるという形になってはいますが、市役所の方で、事業者が相談できる窓口というものはあるんですか。

◎中谷福祉保健部長 市の自立生活支援課自体も虐待防止の相談機能というのを持ってごさいますので、逆に、障害者福祉センター内で起こったようなことについても、通報とか内部告発を含めて受けることはできるというのと、あとは市に福祉オンブズマンという制度もごさいますので、そこは利用者の方とか、関係者の方がそういった虐待の疑いがあるようなことについて申立てをすることもできますので、複数にわたって虐待とかそういったものについての疑いがあるところからこの施設内のことも含めて、施設外で相談できる機能は備えております。

◎委員 分かりました。

◎委員長 ありがとうございます。そのほかの募集要項、業務基準書等の内容について、その他の御意見いかがでしょうか。

◎中野目障害福祉係主査 すみません。先ほど委員長から質問がありました備品の件なんですけれども、34ページのキ(オ)について「備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、市は指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で

当該備品等を購入、又は調達するものとする」となっているんですけども、「市は」ということで、市が必要に応じて、市の費用でという意味で書かせていただいていますので、備品のⅠ種につきましては経年劣化により使えなくなった場合、協議した上で、市が市の費用で購入又は調達するという意味です。

◎委員長 分かりました。文章においてはそうですね。市は指定管理者との協議により必要に応じて自己の費用ということなので、若干読み方が難しいところですが、市は自己の費用でということを読むべきであるということですね。ありがとうございました。

◎中野目障害福祉係主査 修正をさせていただきますので、分かりにくくて、申し訳ありませんでした。

◎委員長 いえ、私が簡単に読み過ぎて申し訳ございませんでした。

ほかに御意見等、よろしいですか。

◎委員 お願いに近いのですが、こちら22ページにも載ってございますように、今後、審査に当たってはプレゼンをお聞きして、ヒアリングするということになるんですけど、私も2期目務めさせていただくことになりましたが、1期目のときに感じたのは、正直、何を聞いていか分からないというのがあったんですね。ですので、事前に、過去のこういう事例ではこういうヒアリングの質問事項があったんですよ、みたいなものが簡単にでも何かあると、私たちもヒアリングをするに当たっては質問しやすくなるのかなと思ったのですが、そういうことが可能であれば、是非御検討いただきたいなと思います。

◎梅原企画政策課長 事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

◎委員 よろしくお願ひします。

◎委員長 基本的に委員会として質問すべき事項というのを、もし挙げていただければ参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、この選定基準、よろしゅうございましょうか。

以上で質疑は終了いたします。

暫く休憩といたします。

(休 憩)

◎委員長 会議を再開させていただきます。

それでは、本委員会として、小金井市長から諮問があった「小金井市障害者福祉センターの指定管理者の公募について」の答申をまとめたいと思います。付する意見としては、1、新型コロナウイルス感染症への対応について、新たな様式を追加し、評点を再考されたいということ。

それから2番目として、様式4については類似施設の管理運営実績が複数ある場合は、追加印刷の上、全て提出するような表記に変更されたいということです。それから3番目として、様式12ですが、様式12の内容については第2次審査で確認することとし、様式としての提出は削除されたいということです。それから、4番目として、様式13についてですが、虐待

予防、それから早期発見を分けて取組を記入できるように工夫し、併せて評点項目も分かりやすい表示に修正していただくということを求めたいと思います。

最終的に答申に載せる御意見の文言は委員長に御一任いただきまして、以上4つの趣旨の御意見を付し、ほかのところについては諮問のとおり認めるという答申をしたいと思いますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおり、答申することと決定いたしました。

では、次に、本件に対する第1次審査及び第2次審査について協議させていただきたいと思います。事務局に発言を求めます。

◎梅原企画政策課長 1次審査につきましては、先ほど決定いたしました選定基準に基づき書類選考を行います。応募状況によりますが、総合的に合計点数の上位から3者までに絞り込みたいと思っています。1次審査では応募のあった書類を事前に各選定委員へ送付しますので、事前に書類により評点を行っていただきまして、その上で、委員会での質疑を行います。質疑の後、その内容を参考に評点の修正を行っていただきます。最終的には選定委員がそれぞれの評点結果を基に協議の上、合計点の上位から3者までを1次審査合格といたします。

2次審査についても同じ選定基準により実施しまして、審査内容はプレゼンテーションで行いたいと思います。応募団体への質疑を行った後に採点を行い、その点数を基に協議の上、合計点の上位から指定管理者の候補者とすべき順位づけを行います。2次審査の時間としましては1者当たりプレゼンテーション15分、質疑20分、審査10分の合計45分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。御協議のほどお願いいたします。

なお、2次審査においてはパワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用は可とし、要約版等の追加資料の配付は認めないこととしたいと思っております。併せて御協議のほどお願いいたします。

◎委員長 事務局から今後の第1次審査、第2次審査について提案がありました。これについて御意見がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

◎委員長 よろしいですか。それでは、第1次審査、第2次審査については事務局の提案のとおりということで異議なしということでございました。したがって、本件につきましては事務局提案のとおりということで決定いたしました。

それでは、委員会の日程について協議を行います。事務局の説明を求めます。

◎梅原企画政策課長 事前に各委員と調整させていただきまして、資料3のとおり、今年度は合計4回の開催とさせていただきたいと思います。次回は8月26日水曜日午後6時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長 皆様、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 それでは、御多忙のところ、恐縮でございますが、事務局案のとおり開催するということで決定いたします。

以上で本日の議事は全て終了でございます。事務局の方から特に追加ございませんね。

◎梅原企画政策課長 特にございません。

◎委員長 では、これをもって閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

(午前11時55分閉会)